# ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「（仮称）西海江島洋上風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成３１年２月２８日
経　済　産　業　省
商 務 情 報 政 策 局
産業保安グループ

本日、電気事業法第４６条の８第１項の規定に基づき、（仮称）西海江島洋上風力発電事業環境影響評価方法書について、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第３項の規定に基づき、長崎県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

（参考）当該地点の概要

１．計画概要

場　　　所：長崎県西海市崎戸町江島の沖合
原動力の種類：風力（洋上）
出　　　力：最大２４７，０００ｋＷ

２．これまでの環境影響評価に係る手続

＜計画段階環境配慮書＞

| | |
|---|---|
| 計画段階環境配慮書受理 | 平成２９年　１２月２５日 |
| 環境大臣意見受理 | 平成３０年　３月　２日 |
| 経済産業大臣意見発出 | 平成３０年　３月１９日 |

＜環境影響評価方法書＞

| | |
|---|---|
| 環境影響評価方法書受理 | 平成３０年　９月　３日 |
| 住民意見の概要等受理 | 平成３０年　１１月１２日 |
| 長崎県知事意見受理 | 平成３１年　２月　４日 |
| 経済産業大臣勧告発出 | 平成３１年　２月２８日 |

問合せ先：　電力安全課 高須賀、松橋、須之内
電話０３－３５０１－１７４２（直通）

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「（仮称）西海江島洋上風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

１．渡り鳥の調査については、ツル類が対象事業実施区域及びその周辺を通過する可能性も考慮して、渡り鳥の数を的確に把握することができる調査時期を設定すること。

２．世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の環境影響評価の実施に当たっては、国や県・関係市町と協議するとともに、必要に応じ、専門家等の助言を受けて行うこと。

（長崎県知事からの意見書の写しを添付）